

周南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

周南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により周南市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際周南市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際周南市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際周南市に住所を有していた被保険者</p> | <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際周南市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際周南市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る法第55条第2項第2号に規定する継続入院等の際周南市に住所を有していた被保険者</p> |

現行

改正案

附 則

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

（5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により周南市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p><u>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(周南市手数料条例の一部改正)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> | <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第2条</u> (略)</p> <p>(周南市手数料条例の一部改正)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> |